



令和元年5月8日

小郡三井医師会
会長 島田 昇二郎 様

小郡市長 加地 良光
(子ども・健康部健康推進係)
大刀洗町長 安丸 国勝
(健康福祉課健康支援係)

小郡市胃内視鏡検診運営委員会準備会への委員の推薦について（依頼）

日頃より、小郡市の保健事業に多大なるご協力とご支援をいただき、感謝申し上げます。

この度、令和2年度の胃内視鏡検診実施に向けて胃内視鏡運営委員会の準備会を設置します。
つきましては、お手数ではございますが、小郡三井医師会から委員に従事していただく、医師
の推薦をお願いいたします。

記

1. 目的 : 胃内視鏡検診の円滑な実施のため
2. 推薦医師人数 : 4名程度（医師会担当理事・専門医2～3名）
3. 開催回数 : 年度内2回程度
4. 対象地区 : 小郡三井地区医療機関内
5. その他 : 準備会の詳細は、別添の要領をご参照ください

問い合わせ先

◎小郡市

小郡市役所健康課健康推進係

担当：小堂・古江

連絡先：72-6666（内線733）

◎大刀洗町

担当：渡邊

連絡先：77-2266

推薦書

小郡市胃内視鏡検診運営委員会準備会へ、下記の医師を推薦します。

記

所属	氏名	連絡先

以上

小郡三井医師会 会長 島田 昇二郎

小郡三井地区胃内視鏡検診運営委員会準備会設置要領（案）

（設置）

第1条 小郡三井地区が実施する胃がん検診（内視鏡検診）（以下、「胃内視鏡検診」）の実施体制の構築について必要な意見を得るため、小郡三井地区胃内視鏡検診運営委員会準備会（以下「準備会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 この準備会は、がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針（健発第0331058号平成20年3月31日厚生労働上健康局長通知）に基づき、小郡三井地区胃内視鏡検診を円滑に実施する準備を行うことを目的とする。

（事業内容）

第3条 準備会は必要に応じ、次に掲げる事項について意見を述べる。

- （1）胃内視鏡検診の実施方法に関すること。
- （2）胃内視鏡検診機関において検査に従事する検査医の認定に関すること。
- （3）胃内視鏡検診の画像の読影及び管理に関すること。
- （4）偶発性（検査に伴い偶発的に起きる症状をいう。）に関する調査及び対策に関すること。
- （5）研修会の開催に関すること。
- （6）その他胃内視鏡検診実施のために必要な事項に関すること

（構成員）

第4条 準備会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- （1）行政機関のがん検診担当課職員
- （2）小郡三井医師会から推薦された者 4名程度（以下「委員」という。）

（委員の任期）

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

（座長）

第6条 準備会には委員の互選により選出した座長を置く。

2 座長は会務を総括し、会議の議長となる。

（事務局）

第7条 会議の事務を行うため、事務局を小郡三井地区行政機関の市町に置くものとする

（会議の開催）

第8条 準備会の会議は、事務局の長が招集する。

（費用）

第9条 第4条（1）から（2）に掲げる委員の報酬は別表を基準として支出するも

のとする。また、会議に係る費用については、事務局が負担するものとする。準備会の庶務は、事務局にて処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、準備会の運営に関する必要な事項は別に定める。

第11条 準備会の開催期間は施行日から小郡三井地区の胃内視鏡検診が開始されるまでとする。

附 則

この要領は令和元年5月20日から施行する。

別表（第9条関係）

報償費基準表

区分	金額
第4条（2）に掲げる委員に支払う報償費	出席1回につき3,000円